

令和2年11月 4日

八潮市教育委員会  
教育長 石 黒 貢 様

八潮市学校給食審議会  
会 長 大久保 龍雄

八潮市小中学校の安全安心な学校給食のあり方について（答申）  
令和2年8月28日付け、八潮教学発第 825 号で諮問のあった、八潮市小中学校の安全安心な学校給食のあり方について、慎重に審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので答申します。

# 答 申

令和2年6月26日（金）発生しました食中毒により、実に3,453名の児童生徒及び教職員が健康被害を受けました。この事故を受け、15名の審議員からなる学校給食審議会（以下、審議会）が設置されました。

8月28日（金）に第1回審議会が開催され、八潮市教育委員会より「今後の学校給食のあり方について」諮問を受けました。

以来、「次代を担う子ども達」のために、安全安心な学校給食のあり方について積極的な審議を重ねてまいりました。その結果につきまして、審議会として次の通り答申いたします。

1. 教育委員会は学校給食法に則った学校給食を実施すること。
2. 学校給食法第8条2項に基づき、教育委員会は学校給食実施基準に則った学校給食を児童生徒たちに提供すること。
3. 学校給食法第9条2項に基づき、教育委員会は学校給食衛生管理基準に則った学校給食を児童生徒たちに提供すること。
4. 1の責務を果たし、かつ2及び3を実施するために、教育委員会は、学校給食運営委員会、献立作成委員会、物資選定委員会、共同調理運営委員会（共同調理方式を採用する場合）、衛生管理委員会、アレルギー対応委員会を設置すること。

また学校給食衛生管理基準に則り、各委員会は教育委員会以外の者の意見を尊重しなければならない。各委員会が適切に機能するために、各委員会の人員は教育委員会以外の人員で構成されること。

5. 現在の八潮市には、全面委託を実施しているために、学校給食法に則り学校給食の衛生管理と食育を推進できる適切な人材が配置されていない。

東部給食センターとの全面委託による学校給食の提供を行っているが故に、栄養教諭および学校栄養職員が配置される条件を満たせず、八潮市の栄養教諭および学校栄養職員が0名である状況が要因となっている。

そのため、市内15校分の食育と衛生管理が十分に行える程度の栄養教諭と学校栄養職員を配置できる体制を構築すること。

6. 5を実施するために、八潮市は現在の民間への全面委託方式から公設公営若しくは公設民営（調理のみ委託）による方式へ移行すること。具体的には、公設の給食共同調理場及び単独校調理室を設置し、学校給食衛生管理基準を遵守した運営を行うこと。また、市内15校分の食育と衛生管理が十分に行える程度の栄養教諭と学校栄養職員を配置するため、および大規模集団食中毒のリスクを分散させるため、市内に複数の共同調理場を設置するものとし、単独校方式及び親子方式での運用が合理的な学校については単独校方式及び親子方式を採用するものとする。

7. 2020年10月27日、教育委員会は東部給食センターによる学校給食を、改善策を講じながら2020年11月10日に再開すると発表した。現時点で学校給食衛生管理基準に則った運用が実現できているとは言えず、いくつかの問題を抱えていることが明らかとなっている。これらの問題を解決していくという教育委員会からの約束が学校給食衛生管理基準に沿って確実に果たされるために、教育委員会は、教育委員会および東部給食センターの取り組みをチェックし、指導・助言できる第三者委員会を設置すること。メンバーは、検討委員会委員、学校給食を熟知した専門家、教員、保護者、有識者とする。

8. 栄養士等の学校衛生管理等の知識を有する専門家の確保を検討する。

## 【根拠】

1. 法の目的は「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの」、「食育の推進を図ること」である。八潮市においては、全面委託を実施していることで、食育や学校給食の栄養管理、衛生管理を担う「栄養教諭・学校栄養職員」の配置が出来ていない。(法律は公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律 第8条の2)。(第2条の目標の達成、第7条の学校給食栄養管理者の役割及び第9条衛生管理、第10条「学校給食を活用した食に関する指導」)そのため、学校給食法が求めている役割を果たしていない。また、八潮市の教育委員会は法が求める設置者の責任を果たしていないことから、今回の事故を招き、「児童生徒の心身の健康」を害した責任は重大である。
2. 学校給食法第2条では学校給食の目標について、「適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること」、「日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと」としている。

目標達成には栄養管理が重要であり、学校給食の栄養管理は学校給食実施基準(学校給食法第8条)に基づいて行われなければならない。
3. 学校給食の衛生管理は、学校給食衛生管理基準(学校給食法第9条)に基づいて行われており、学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者が基準に照らして適切な衛生管理に努めることとされている。
4. 設置者(教育委員会)が、献立作成委員会や物資選定委員会等を設け、栄養教諭等、保護者その他関係者の意見を尊重することは、学校給食衛生管理基準に明記されている(第3(1)四及び(2)①一)。
  - ・衛生管理委員会は学校給食衛生管理基準に明記されている。(第4衛生管理体制1(1)衛生管理体制、四)
  - ・共同調理場設置条例の「運営委員会の設置」に基づく：献立の検討、物資検討委員会、運営全て行う。
  - ・アレルギーに関しては個別指導委員会で文科省のアレルギー対応指針に示されている。
5. 学校給食法第10条に基づき、栄養教諭は、学校における食育の実践的な指導を行い、学習指導要領に則り、食育を促進させるものとされている。

平成29・30年改訂新学習指導要領の中で、「教育課程編成の一般方針」の「学校における体育・健康に関する指導」において、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進、安全に関する指導が明記されている。
6. 学校給食法の目的に基づき、決して学校給食衛生管理基準を逸脱した運用とならないよう、児童生徒にとって最善の方法を検討すべき。

5の内容と重複するが、全面委託方式を続けている限り、八潮市に栄養教諭および学校栄養職員は配置されない。八潮市の学校給食の衛生管理と食育を推進していくためには栄養教諭および学校栄養職員の存在が不可欠である。私たちは栄養教諭および学校栄養職員が配置

される環境を構築するために、民間への全面委託方式から公設公営若しくは公設民営（調理のみ委託）による方式へ移行すべきと考えている。

7. 学校給食法第9条2項に基づき、学校設置者は学校給食衛生管理基準に則った運用に努めなければならない。